



第4期川辺町障がい福祉計画

(平成27年度～平成29年度)



平成27年3月

川 辺 町

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 第4期障がい福祉計画策定におけるポイント	3
4 計画の期間	4
第2章 川辺町の障がい者の現状	5
1 障がい者の状況	5
(1) 総人口の状況	5
(2) 手帳所持者の状況	6
(3) 難病患者等の状況	9
(4) 発達障がい者の状況	9
(5) 特別支援学校の状況	10
(6) 障がい者施設の利用状況	11
2 目標値の達成状況	13
(1) 福祉施設入所者の地域への移行	13
(2) 福祉施設から一般就労への移行	13
(3) 就労移行支援事業の利用者数	14
(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	14
3 障がい福祉サービス等の利用状況	15
(1) 訪問系サービスの利用状況	15
(2) 日中活動系サービスの利用状況	16
(3) 居住系サービスの利用状況	17
(4) 指定相談支援の利用状況	17
4 地域支援事業の利用状況	18
(1) 相談支援事業の状況	18
(2) コミュニケーション支援事業の状況	18
(3) 日常生活用具給付等事業の状況	19
(4) 移動支援事業の状況	19
(5) 地域活動支援センター事業の状況	20
(6) 経過的デイサービス事業の状況	20
(7) 訪問入浴サービス事業の状況	20
(8) 日中一時支援事業の状況	21

第3章 基本構想	22
1 計画の理念	22
2 サービス提供体制における基本的な考え方	22
第4章 目標・見込みの設定	24
1 障がい福祉サービスの成果目標	24
(1) 福祉施設から地域生活への移行促進	24
(2) 地域生活支援拠点等の整備	25
(3) 福祉施設から一般就労への移行促進	25
(4) 就労移行支援事業の利用者数	25
(5) 就労移行支援事業所の就労移行率	26
2 障がい福祉サービス等の見込み量と確保方策	27
(1) 訪問系サービス	27
(2) 日中活動系サービス	28
(3) 居住系サービス	29
(4) 相談支援	29
(5) 障がい児支援サービス	30
3 地域生活支援事業の見込み量と確保方策	31
(1) 理解促進研修・啓発事業	31
(2) 自発的活動支援事業	31
(3) 相談支援事業	32
(4) 成年後見制度利用支援事業	32
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	33
(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）	33
(7) 日常生活用具給付等事業	34
(8) 手話奉仕員養成研修事業	34
(9) 移動支援事業	34
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	35
(11) 訪問入浴サービス事業	35
(12) 日中一時支援事業	35
第5章 計画の推進体制	36
1 関係機関との連携	36
2 目標値の確認と進捗管理	36
資料編	37
1 策定委員名簿	37
2 用語解説	38

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

国では、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に批准するため、平成21年に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、専門家や当事者を交えた「障がい者制度改革推進会議」を開催して制度の見直しや法整備を行ってきました。平成23年には「障害者基本法」を改正し、「すべての国民が障がいの有無に関わらず共生する社会を実現すること」を目的に、障がい者の定義が見直されました。それに伴い平成24年には障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）が成立しました。障害者総合支援法では、障害者自立支援法における「自立」の代わりに、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」という表現が目的規定に明記されました。さらに、障害者総合支援法の目的の実現のために、障がい福祉サービスに係る給付に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなりました。

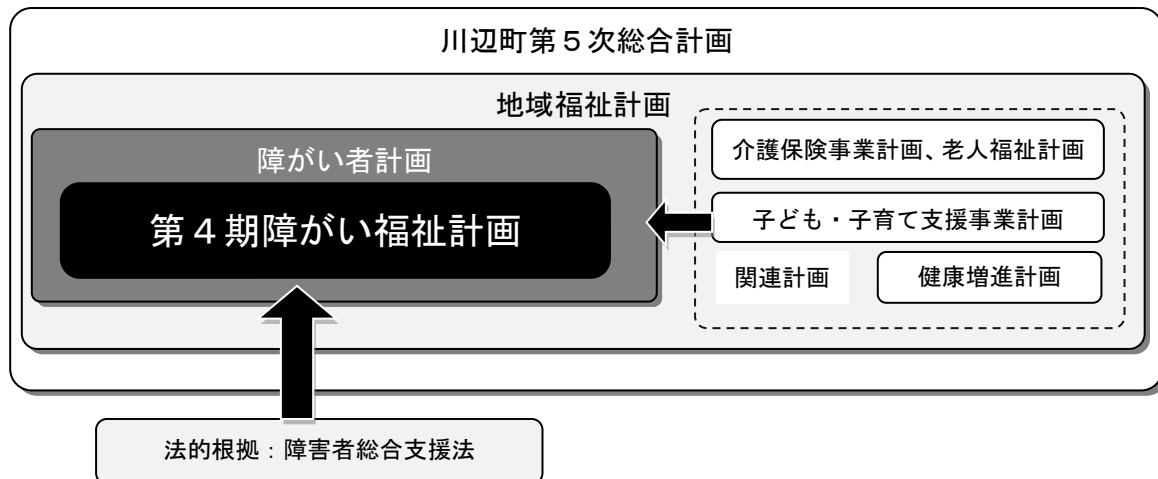
その結果、平成26年1月20日には「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准書を国連に寄託し、同年2月19日に、効力を生じることとなりました。

本町では、平成24年3月に「川辺町障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉に係る施策を総合的・計画的に推進し、障がい福祉サービスの実施に努めてきました。

この度「川辺町障がい者計画・障がい福祉計画」の「第3期川辺町障がい福祉計画」が計画期間満了を迎えるにあたり、このような国内外の障がいのある人を取り巻く環境を踏まえ、計画の見直しを行うとともに、川辺町における障がいのある人やその家族の状況やニーズの把握、さらなる障がい福祉サービスの推進をめざし、「第4期川辺町障がい福祉計画」を策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

この計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づき「市町村障害福祉計画」として策定するものです。また、上位計画である「川辺町障がい者計画」「川辺町第 5 次総合計画」をはじめ、町の関連計画との整合を図って策定します。



■障害福祉計画の障害者総合支援法における位置づけ

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3 第4期障がい福祉計画策定におけるポイント

平成24年6月に障害者総合支援法が成立しました。この法律はこれまで障がい福祉計画の根拠法となっていた「障害者自立支援法」に代わるもので、「障がい者」の範囲が拡大されたほか、障がい福祉サービスなどの改正等を以下のように示しています。

■第4期計画策定に向けて踏まえるべきポイント

1 障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」としています。

2 重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象者を「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものとする」としており、現行の重度の肢体不自由に加え、重度の知的障がい者・精神障がい者に拡大しています。

3 共同生活介護の共同生活援助への一元化

障がい者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進するとともに、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

4 地域移行支援の対象拡大

地域生活への移行のために支援を必要とする人を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人であって厚生労働省令で定めるものが追加されました。

5 地域生活支援事業の追加

地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化を図るため、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として

- ①障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発
- ②障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ③市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- ④意思疎通支援を行う者の養成

が追加されました。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間です。なお、計画期間最終年度の平成 29 年度には本計画の評価・検証を行います。

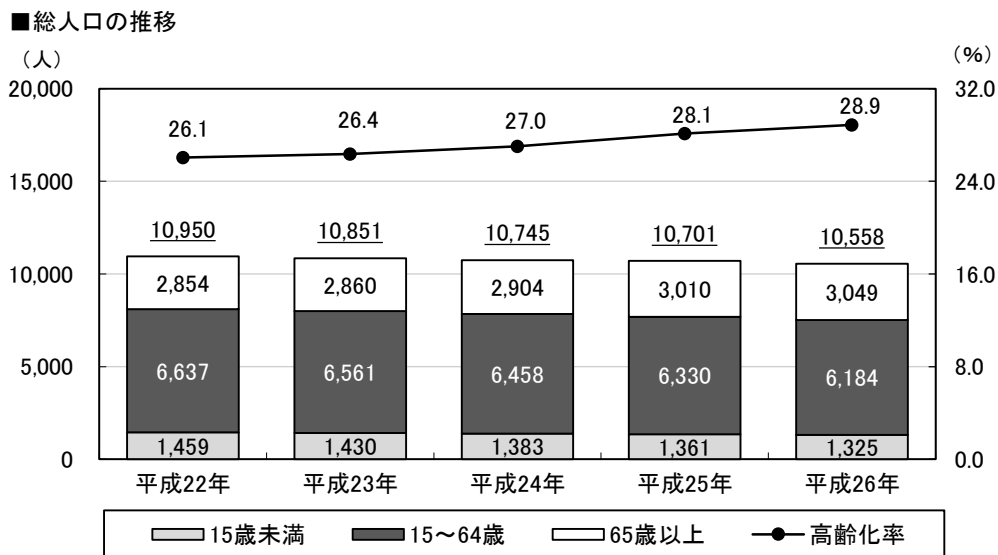
	障がい福祉計画	(参考) 障がい者計画
平成 24 年度	計画 第 3 期	計画 第 2 期 障がい者
平成 25 年度		
平成 26 年度		
平成 27 年度	計画 第 4 期	
平成 28 年度		
平成 29 年度		
平成 30 年度	計画 第 5 期	計画 第 3 期
平成 31 年度		
平成 32 年度		

第2章 川辺町の障がい者の現状

1 障がい者の状況

(1) 総人口の状況

本町の総人口は、平成22年から平成26年にかけて減少しています。15歳未満の人口と15～64歳の人口が減少しているのに対し、65歳以上の人口は一貫して増加し続けており、高齢化率は平成26年で28.9%となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月値）

(2) 手帳所持者の状況

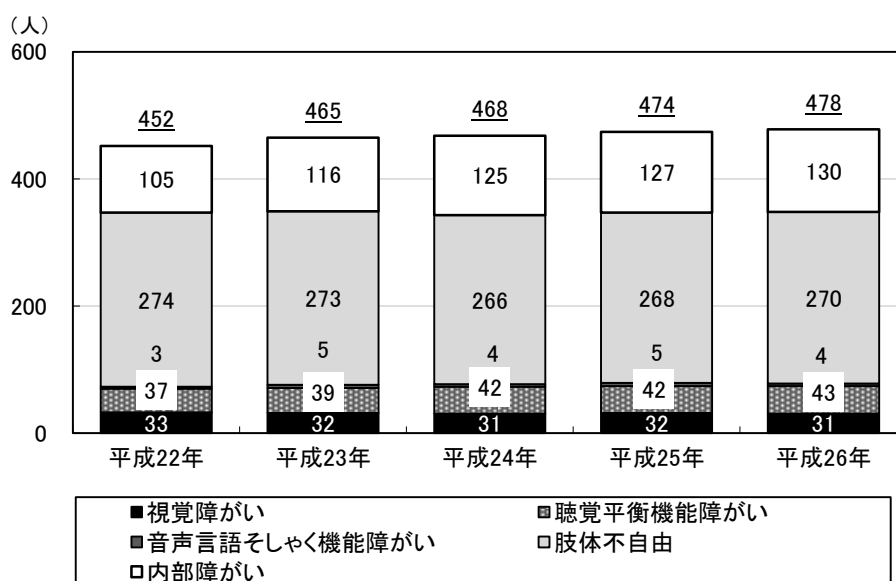
① 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成22年から平成26年にかけて約1.1倍増加しています。

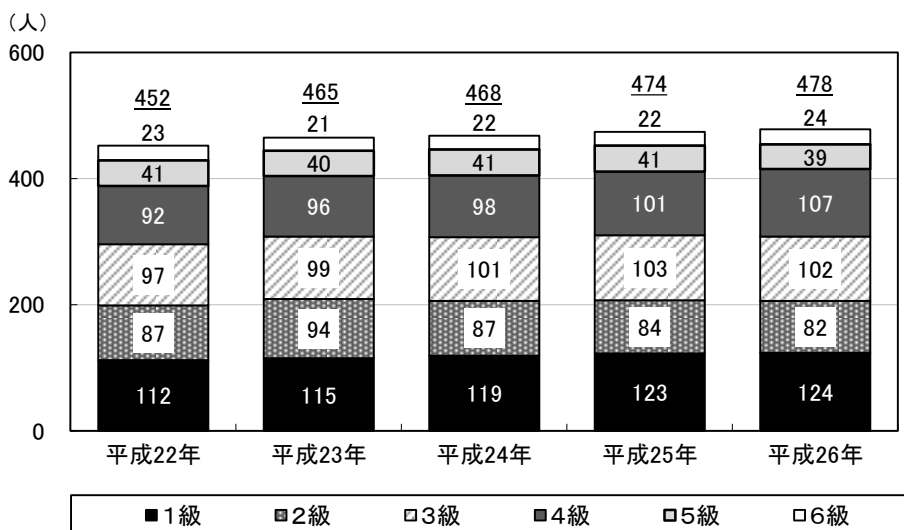
障がい種別では、肢体不自由が大半を占めています。内部障がい、聴覚平衡機能障がいで増加しています。

等級別では、最重度である1級の割合が最も高くなっています。また、1級では約1.1倍、4級では約1.2倍と大きく増加しています。

■障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移



■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



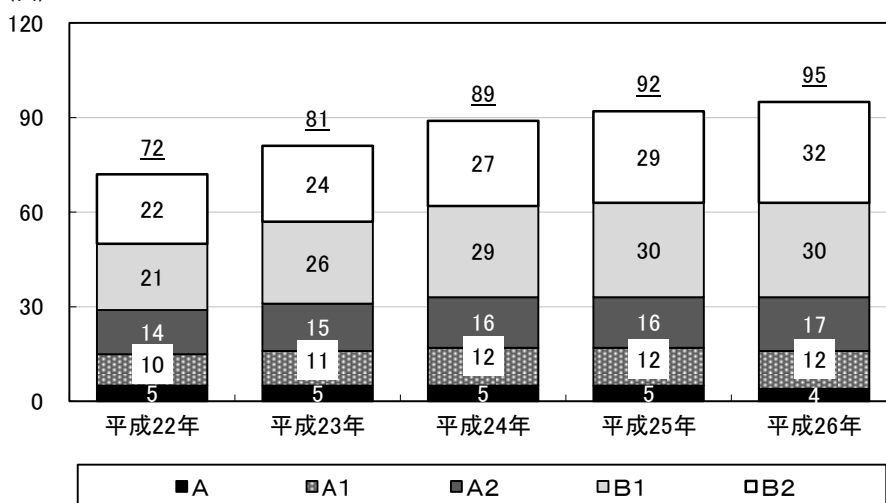
②療育手帳の交付状況

療育手帳所持者数は、平成22年から平成26年にかけて約1.3倍増加しています。

等級別では、A以外のすべての等級で増加しており、特にB1、B2の軽度の手帳所持者数が1.4倍以上と大きく増加しています。

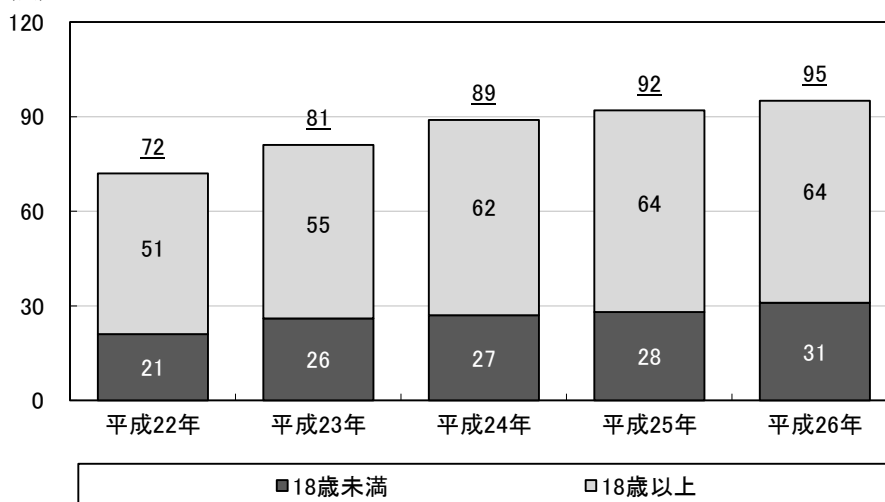
年齢別では、平成22年から平成26年にかけてどちらも増加していますが、18歳以上の占める割合は横ばいとなっています。

■等級別療育手帳所持者数の推移
(人)



資料：住民課調べ（各年3月値）

■年齢別療育手帳所持者数の推移
(人)



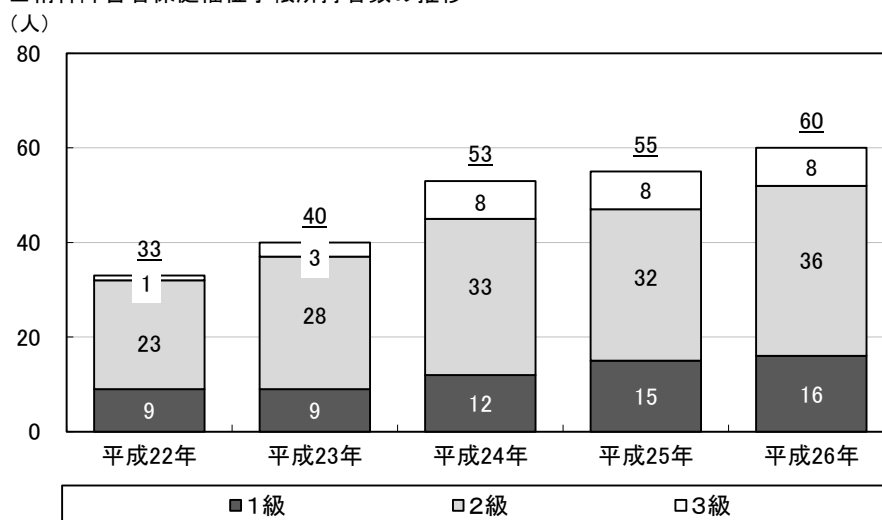
資料：住民課調べ（各年3月値）

③精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成22年から平成26年にかけて約1.8倍と大きく増加しています。等級別では、特に2級において13人と大きく増加しています。

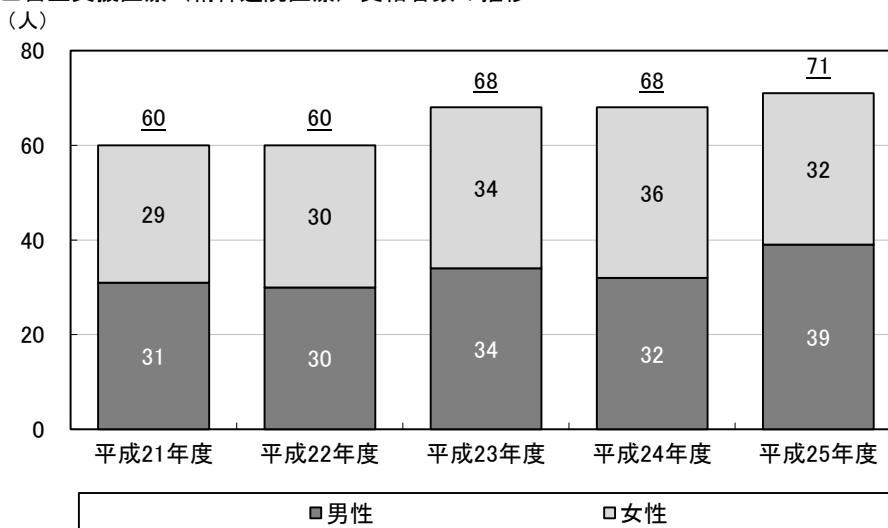
精神障がい等に係る病気の治療にかかった医療費を助成する自立支援医療（精神通院医療）受給者数も増加していることから、精神障害者保健福祉手帳を所持していない人でも、精神障がいや精神的な病気にかかる人が増加していることがうかがえます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：住民課調べ（各年3月値）

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：住民課調べ（各年度3月値）

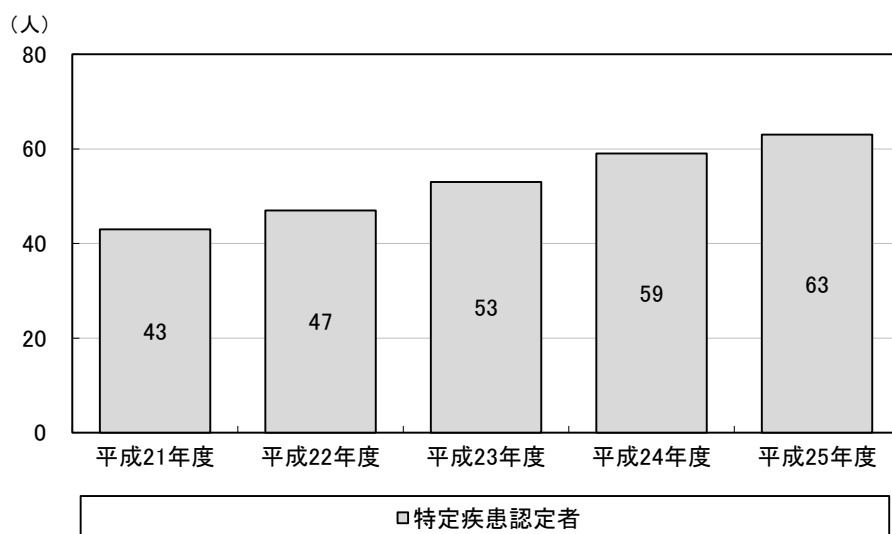
(3) 難病患者等の状況

原因不明で治療方法が未確立である疾病を難病といい、障害者総合支援法により難病患者等が障がいのある人の範囲に加えられています。

治療が極めて困難で経過が慢性にわたり、介護者への経済的・精神的負担が大きいことから、医療費が高額となる疾患（特定疾患）については医療費が助成されています。また、平成27年より助成の対象となる疾病が拡大しています。

特定疾患認定者数は、平成21年度から平成25年度にかけて約1.5倍増加しています。

■ 特定疾患認定者数の推移



資料：住民課調べ（各年度3月値）

(4) 発達障がい者の状況

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

障害者基本法の一部改正により、発達障がい者が障害者基本法の対象になることが明文化されました。厚生労働省では、発達障がいは精神保健福祉手帳の対象として明記してはいませんが、精神障がいの範ちゅうに入るという見解を出しています。一方で、手帳制度が国として存在していないため、発達障がいのある人数を把握することは困難な状況となっています。

発達障がいのある人に関しては、発達障がいのある人の現状把握のための仕組みの構築が何より求められます。

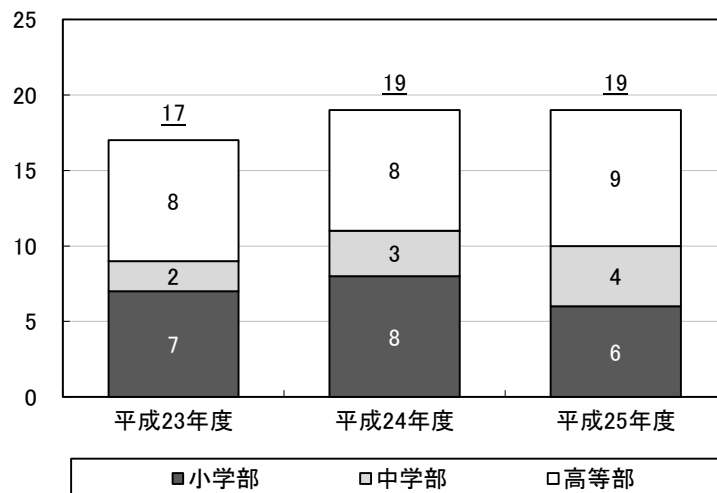
(5) 特別支援学校の状況

特別支援学校の児童・生徒数は、平成23年度から平成25年度にかけてほぼ横ばいとなっています。

小学部・中学部・高等部別と学校別でも、ほぼ横ばいとなっています。

■特別支援学校の児童・生徒数の推移

(人)



資料：住民課調べ（各年度3月末値）

■特別支援学校別の児童・生徒数の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
可茂特別支援学校	小学部	5人	6人	5人
	中学部	0人	1人	3人
	高等部	4人	7人	6人
関特別支援学校	小学部	1人	1人	0人
	中学部	0人	0人	1人
	高等部	0人	0人	0人
中濃特別支援学校	小学部	1人	1人	1人
	中学部	1人	1人	0人
	高等部	3人	0人	1人
岐阜聾学校	小学部	0人	0人	0人
	中学部	1人	1人	0人
	高等部	1人	1人	2人

資料：住民課調べ（各年度3月末値）

(6) 障がい者施設の利用状況

平成 25 年度末現在の障がい者施設の入所者数は、合計で 22 人となっています。本町と同じ中濃圏域の施設に入所している人が主となっていますが、東濃圏域の施設に入所している人も多くなっています。

平成 25 年度末現在の障がい者施設の通所者数は合計で 17 人となっており、町内の「ゆうゆう舎川辺」に通所している人が最も大きな割合を占めています。また、施設の創設に伴って放課後等デイサービスを利用する人も増加しています。

■障がい者施設の入所者数

区分	施設名	入所者数	施設種別	所在地
知的障がい者施設	可茂学園	4	更生施設	可児市
	しおなみ苑	2		八百津町
	白竹の里	2		白川町
	県立ひまわりの丘 第四学園	1		関市
	美谷の里	2		関市
	はなみずき苑	1		岐阜市
	第一陶技学園	2		多治見市
	県立はなの木苑	1		土岐市
	陶技学園みずなみ荘	2		瑞浪市
	麻の葉学園	1		中津川市
	関エリアホーム	1		グループホーム
	美谷ホーム	1	グループホーム	関市
精神障がい者施設	稲口ハイツ	1	グループホーム	関市
障がい児施設	紫香楽病院	1	重症心身障がい児指定 医療機関	滋賀県 甲賀市

資料：住民課調べ（平成 25 年度末現在）

■障がい者施設の通所者数

区分	施設名	通所者数	施設種別	所在地
知的障がい者施設	ゆうゆう舎川辺	7	生活介護事業所	川辺町
	つくしんぼ	2		川辺町
	いちいの杜ハートフル	1		関市
	だいち	1		関市
	あしたの会にれ	1		関市
障がい児施設	福祉の里たんぼぼ	2	肢体不自由児通園施設	各務原市
	みやこ園	1	難聴幼児通園施設	岐阜市
	マーシーサービス可児	1	放課後等デイサービス	可児市
	ぼこあぼこ	1		各務原市

資料：住民課調べ（平成 25 年度末現在）

2 目標値の達成状況

(1) 福祉施設入所者の地域への移行

国の方針により、障がい福祉施設に入所している障がいのある人が施設を退所して地域生活に移行する人数及び施設入所者の削減人数の目標値を定めています。平成26年度末の施設入所者について、目標を16人と設定しましたが、19人の見込みとなっており、目標を達成できる見込みとなっています。また、施設入所者について、2人削減することを目標と設定しましたが、1人増加の見込みとなっており、目標を達成するのは困難な状況となっています。平成26年度末の地域生活移行者数は1人と設定していましたが、0人の見込みとなっており、目標を達成するのは困難な情勢となっています。

■福祉施設入所者の地域への移行

項目	平成17年度	目標（平成26年度）	平成26年度見込み
施設入所者数	18人	16人	19人
削減数	—	▲2人	+1人
地域生活移行者数	—	1人	0人

※実績値：平成17年度は10月1日時点、平成26年度は年度末時点の見込み値

(2) 福祉施設から一般就労への移行

国の方針により、障がい福祉施設を利用している障がいのある人のうち、就労移行支援事業（一般企業での就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力を身につける訓練で、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）等を利用して、一般就労に就く人数の目標値を定めています。福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成26年度中に一般就労に移行する人の目標を3人と設定しました。平成25年度には1人が一般就労に移行していますが、平成26年度は0人の見込みとなっており、目標を達成するのは困難な状況となっています。

■福祉施設から一般就労への移行

項目	平成17年度	目標（平成26年度）	平成26年度見込み
一般就労移行者数	0人	3人	0人

※実績値：平成17年度は10月1日時点、平成26年度は年度末時点の見込み値

（３）就労移行支援事業の利用者数

国の方針により、障がい福祉施設を利用している障がいのある人のうち、就労移行支援事業（一般企業での就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力を身につける訓練で、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）等を利用する人の目標値を定めています。福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を利用する人の目標を3人と設定しましたが、1人の見込みとなっており、目標を達成するのは困難な状況となっています。

■就労移行支援事業の利用者数

項目	目標（平成26年度）	平成26年度見込み
就労移行支援事業の利用者数	3人	1人

※実績値：平成26年度は年度末時点の見込み値

（４）就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

国の方針により、就労継続支援事業（通常の就労が困難な障がいのある人に就労の機会や生産活動の機会、知識や能力向上の訓練の場を提供する事業）を利用している障がいのある人のうち、就労継続支援（A型）事業（雇用契約締結による就労継続支援事業）を利用する人の割合の目標値を1割と設定しました。就労継続支援事業を利用する人が16人、そのうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人は6人、就労継続支援（B型）事業（雇用契約締結によらない就労継続支援事業）を利用する人は10人、就労継続支援（A型）事業の利用者割合は平成26年度末までに37.5%の見込みとなっており、目標を大きく上回る見込みとなっています。

■就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

項目	数値（平成26年度）	平成26年度見込み
就労継続支援（A型）事業の利用者数（A）	2人	6人
就労継続支援（B型）事業の利用者数	12人	10人
就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数（B）	14人	16人
【目標値】 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合 （A） / （B）	1割	37.5%

※実績値：平成26年度は年度末時点の見込み値

3 障がい福祉サービス等の利用状況

(1) 訪問系サービスの利用状況

平成 21 年度から平成 25 年度にかけて、居宅介護の利用が減少しており、その他のサービスは横ばいとなっています。

■訪問系サービスの利用状況

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
居宅介護	人/月	10	10	12	11	10
	時間/月	142.0	142.0	128.0	92.0	76.0
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
同行援護	人/月			0	0	0
	時間/月			0.0	0.0	0.0
行動援護	人/月	1	1	1	0	1
	時間/月	9.0	9.0	1.0	0.0	1.0
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(2) 日中活動系サービスの利用状況

平成 21 年度から平成 25 年度にかけて、日中活動系サービスの利用は増加あるいは横ばい傾向にあります。就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）は、近隣地域に事業所の創設が相次ぎ、近年は利用者が急増しています。

■日中活動系サービスの利用状況

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
生活介護	人/月	16	19	20	29	29
	人日/月	298	350	388	598.0	594.0
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
就労移行支援	人/月	0	0	1	2	1
	人日/月	0	0	19	43	19
就労継続支援 (A型)	人/月	0	0	0	0	2
	人日/月	0	0	0	0	42
就労継続支援 (B型)	人/月	1	3	6	9	10
	人日/月	1	53	98	134	137
療養介護	人/月	0	0	0	1	1
短期入所	人/月	1	4	6	5	5
	人日/月	2	44	47	18	18
児童発達支援	人/月	0	1	0	0	0
	人日/月	0	2	0	0	0

(3) 居住系サービスの利用状況

平成 21 年度から平成 25 年度にかけて、共同生活援助・共同生活介護の利用者数はほぼ横ばいとなっており、平成 25 年度では 2 人となっています。

施設入所支援は、利用者数が増加傾向にあります。

■居住系サービスの利用状況

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
共同生活援助 共同生活介護	人/月	3	2	3	2	2
施設入所支援	人/月	15	17	18	20	19

(4) 指定相談支援の利用状況

サービス等利用計画作成の対象者が拡大されたことを受け、計画相談支援の利用者数は平成 25 年度の年間で 13 人となっています。平成 26 年度においてはすべての利用者の計画作成を目指すこととなっているため、さらなる大幅な利用者の増加が見込まれます。

■指定相談支援の利用状況

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
計画相談支援	人/月				0	1
地域移行支援	人/月				0	0
地域定着支援	人/月				0	0

4 地域支援事業の利用状況

(1) 相談支援事業の状況

障がいのある人やその保護者、介助者等からの相談に応じるとともに、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行っています。

障害者相談支援事業は、障がいのある人の福祉に関する問題に対して、障がいのある人や保護者等から相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行っています。

地域自立支援協議会は、町の相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関して、中核的役割を果たす協議の場として設置しています。

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中心的な機関として、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止等を行う施設として設置することとなっています。

また、本町では身体障害者相談員2名、知的障害者相談員1名を委嘱し、障がいのある人の身近な相談窓口として活動しています。

■相談支援事業の状況

	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
障害者相談支援事業	か所	5	5	5	5	7
地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	か所			0	0	0

(2) コミュニケーション支援事業の状況

聴覚障がいのある人が外出時等に円滑なコミュニケーションが図れるよう、手話通訳者の派遣を行っています。

■コミュニケーション支援事業の状況

	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
コミュニケーション支援事業	人	15	8	7	11	12

※延べ人数

（３）日常生活用具給付等事業の状況

重度の障がいのある人に対し、日常生活用具の給付を行っています。利用はストマ用装具や紙おむつ等の排泄管理支援用具が大部分を占めています。

■日常生活用具給付等事業の状況

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
介護・訓練支援用具	件	0	0	1	1	0
自立生活支援用具	件	0	1	3	1	0
在宅療養等支援用具	件	1	4	3	7	4
情報・意思疎通支援用具	件	4	2	2	7	3
排泄管理支援用具	件	104	120	146	164	184
住宅改修費	件	0	0	0	0	0

（４）移動支援事業の状況

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出の際の支援を行っています。現在、利用はほとんどなく、また今後、視覚障がいのある人は同行援護を利用するため、利用者数は増加しない見込みとなっています。

■移動支援事業の状況

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
移動支援事業	人/月	1	1	0	1	0
	時間/月	1	1	0	1	0

(5) 地域活動支援センター事業の状況

町内の「ゆうゆう舎川辺」が地域活動支援センター事業を行っていましたが、平成23年度より生活介護事業所へ移行したため、町内の地域活動支援センター事業を行う事業所はなくなりました。一方で、「ひびき」「すいせい」「かざぐるま」の各事業所とは地域活動支援センター事業委託を継続しており、必要な支援が行われています。

■地域活動支援センター事業の状況

	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地域活動支援センター事業	か所	4	4	3	3	3
	人/月	36	39	37	37	30

(6) 経過的デイサービス事業の状況

在宅で生活している重度の身体障がいのある人に対し、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活向上のための支援をしています。利用は概ね横ばいとなっています。

■経過的デイサービス事業の状況

	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経過的デイサービス事業	か所	1	1	1	1	1
	人/月	18	18	18	16	15

(7) 訪問入浴サービス事業の状況

在宅で生活している重度の身体障がいのある人に対し、訪問による入浴サービスを提供しています。利用は同一の人が、定量を利用しており、横ばいとなっています。

■訪問入浴サービス事業の状況

	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問入浴サービス事業	人/月	1	1	1	1	1
	日/月	5	6	6	6	6

(8) 日中一時支援事業の状況

障がいのある人の保護者や介助者が一時的に休息を取れるよう、障がいのある人の日中における活動の場を確保しています。事業所の増加に伴い、年あたりの利用者数が増加しています。

■日中一時支援事業の状況

	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
日中一時支援事業	人/月	6	7	8	8	9
	日/月	12	60	74	36	74

第3章 基本構想

1 計画の理念

平成24年3月に策定された「川辺町障がい者計画・障がい福祉計画」では、総合計画や障害者基本法を踏まえ、「互いに個性を認め、支え合える 笑顔があふれるまちの実現」を基本目標として設定しました。本計画は「川辺町障がい者計画」における障がい福祉サービスについて、その必要量及び必要量確保の方策を定める計画であることから、この基本目標を継承します。



互いに個性を認め、支え合える 笑顔があふれるまちの実現

2 サービス提供体制における基本的な考え方

以下を、障がい福祉サービス提供にあたっての基本的な考え方とします。

①訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図ります。

②日中活動系サービスの保障

障がいのある人が希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実を図ります。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

④福祉施設から一般就労への移行等の推進と就労移行支援事業の強化

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

⑤相談支援体制の充実

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の利用計画の作成、地域生活への移行支援等の相談支援事業を実施します。

⑥障がいのある子どもへの支援の強化

児童福祉法に基づき、障がいのある子どもが身近な地域でサービスを受けられるよう、障がい種別等に分かれていた障がい児施設（通所・入所）を一元化し、さらに市町村が主体となって通所サービスを実施します。また、放課後や夏休みの居場所確保のために「放課後等デイサービス」の創設や、保育所に通う障がいのある子どもへの支援として、「保育所等訪問支援」を行います。

⑦権利擁護施策の推進

障害者総合支援法においては地域生活支援事業の見直しが行われ、成年後見制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業が必須事業として追加されました。本町においても必要な人が制度を利用できるよう、新たな担い手を育成し、体制を整備します。

⑧PDCAサイクル体制の確立

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは計画を変更、また、その他の必要な措置を講じるPDCAサイクルの確立が求められています。

計画の作成段階から、自立支援協議会等を活用することで、障がいのある人やその家族も含めた当事者の意見を聴き、目標を共有することで、計画の実行段階での連携を図ります。

第4章 目標・見込みの設定

1 障がい福祉サービスの成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

国の指針である、平成 29 年度末までに平成 25 年度末時点の施設入所数の 12%以上が地域生活に移行すること、また、平成 29 年度末の施設入所者を、平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを目指し、目標を設定することが基本ではありますが、これまでの実績や地域の特性、社会資源の整備状況から目標を設定します。

■福祉施設から地域生活への移行促進

項目	数値	考え方
平成 25 年度末時点の入所者数 (A)	18 人	平成 25 年度末の施設入所者数
平成 29 年度末の入所者数 (B)	17 人	平成 29 年度末時点の施設入所者数
【目標値】削減見込み (A - B)	1 人	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	3 人	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数
【目標値】施設入所者に占める地域移行者の割合	16.7%	施設入所からグループホーム等へ移行する者の割合

(2) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針である、平成 29 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点等を整備することを基本として目標を設定します。岐阜県や保健所、近隣市町村とも連携し、拠点の設置を検討します。

■地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等	圏域に 1 か所	平成 29 年度末の地域生活支援拠点数

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進

国の指針である、福祉施設の利用者のうち、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上の者が、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行することを目指し、数値目標を設定することが基本ではありますが、これまでの実績や地域の特性、社会資源の整備状況から目標を設定します。

■福祉施設から一般就労への移行促進

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数	0 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数	1 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(4) 就労移行支援事業の利用者数

国の指針である、平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成 25 年度末から 6 割以上増加することを目指し、数値目標を設定することが基本ではありますが、これまでの実績や地域の特性、社会資源の整備状況から目標を設定します。

■就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	1 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	2 人	平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

(5) 就労移行支援事業所の就労移行率

国の指針である、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を、平成29年度末において全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することが基本ではありますが、これまでの実績や地域の特性、社会資源の整備状況から目標を設定します。

■就労移行支援事業の就労移行率

項目	数値	考え方
【目標値】 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加	圏域の1つ以上の事業所において就労移行率3割以上を目指す。	平成29年度末において就労移行支援事業所全体に占める、就労移行率が3割以上の事業所の増加数

2 障がい福祉サービス等の見込み量と確保方策

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービスの見込み量

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	人/月	10	10	10	10
	時間/月	120	120	120	120
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0
同行援護	人/月	1	1	1	1
	時間/月	2	1	1	1
行動援護	人/月	0	1	1	1
	時間/月	0	2	2	2
重度障害者 包括支援	人/月	0	1	1	1
	時間/月	0	1	1	1

【サービス見込み量確保のための方策】

居宅介護は他と比較して利用実績が高く、ニーズも高いサービスであるため、サービス事業者と連携しつつ新たな事業者の利用促進を図ります。

重度訪問介護は対象者を現行の重度の肢体不自由に加え、重度の知的障がいのある人・精神障がいのある人に拡大されているため、情報周知とサービスを必要とする人の把握に努めます。

同行援護は平成 26 年度に 2 名の申請があり、今後は利用が増加する見込みです。

(2) 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの見込み量

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人/月	30	30	30	30
	人日/月	660	660	660	660
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0
就労移行支援	人/月	1	1	1	2
	人日/月	20	20	20	40
就労継続支援（A型）	人/月	6	7	8	9
	人日/月	100	116	133	150
就労継続支援（B型）	人/月	10	10	11	11
	人日/月	150	150	165	165
療養介護	人/月	1	1	1	1
短期入所（福祉型）	人/月	4	4	4	4
	人日/月	15	15	15	15
短期入所（医療型）	人/月	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0

【サービス見込み量確保のための方策】

生活介護は、町内にある地域活動支援センター「ゆうゆう舎川辺」が生活介護事業所へ移行したため利用者が増加しましたが、今後は事業所を新設する予定がないため、見込みは横ばいとなっています。

就労継続支援（A型）は近隣地域に事業所の新規開設が相次いでいるため、利用者の増加が見込まれます。

(3) 居住系サービス

■居住系サービスの見込み量

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人/月	3	4	5	6
施設入所支援	人/月	20	19	18	17

【サービス見込み量確保のための方策】

障害者総合支援法の施行により共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）が共同生活援助に一元化されたことも踏まえ、必要なサービス量を確保できるよう、広域的に連携し、提供体制の拡充を図ります。

施設入所支援については、地域移行への支援を行いつつ、施設入所が必要な人にサービスを提供できるような整備を図ります。

(4) 相談支援

■相談支援の見込み量

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/月	6	6	6	6
地域移行支援	人/月	0	0	1	1
特定相談支援	人/月	0	0	1	1

【サービス見込み量確保のための方策】

法改正により平成 24 年から支給決定方法が見直され、障がい福祉サービスを申請した際は原則サービス等利用計画を作成することとなりました。対象者の拡大による利用者の増大が見込まれましたが、現状大きな伸びはないため、利用者への情報提供とサービスを必要とする人の適切な把握に努めます。

また、障がい種別に関わらず対応できる幅広い知識を備えた職員を育成するため、県や関係機関等で実施する研修会などへ積極的な参加促進を図ります。

(5) 障がい児支援サービス

■障がい児支援サービスの見込み量

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人/月	0	1	1	1
	人日/月	0	5	5	5
放課後等 デイサービス	人/月	4	5	6	6
	人日/月	32	40	48	48
保育所等訪問支援	人/月	0	1	1	1
	人日/月	0	1	1	1
医療型児童発達支援	人/月	3	3	4	4
	人日/月	30	30	40	40
障害児相談支援	人/月	1	1	1	1

【サービス見込み量確保のための方策】

児童福祉法の改正によりサービス利用量が増加していることを踏まえ、各サービス提供事業所をはじめ、教育機関や子育てに関わる機関等と広域的な連携を図り、支援を必要とする子どもの早期発見と、その後の速やかな療育につなげられるようサービスを提供します。

3 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

地域生活支援事業とは、障害者総合支援法第 77 条において市町村を実施主体とし、法定化された事業です。障がいのある人が、相談支援事業や日常生活用具給付等事業などを利用し、それぞれが有する能力及び特性に応じて自立した生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る際に生じる「社会的障壁」をなくし、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。

【今後の方策】

町や社会福祉協議会の広報誌等に障がいに関する情報を掲載し、周知します。また、障がいのある人が関わる団体や事業所と連携し、町内の企業や教育機関での障がいの理解を促進する事業の実施を検討します。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。

【今後の方策】

障がいのある人が活動するサロンや、スポーツ・レクリエーション活動等への参加促進の支援を、情報や活動場所の提供等を通じて行います。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその保護者、介助者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、権利擁護等の支援を行います。

また、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うことを検討します。

■相談支援事業の見込み量

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	か所	7	7	7	7
地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1
基幹相談支援センター	か所	0	0	0	0

【サービス見込み量確保のための方策】

相談支援事業者との連携及び地域自立支援協議会の活性化により、地域の実情や障がいの特性に応じた相談支援体制を整備します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用において成年後見制度を利用することが効果的と認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費のすべてまたは一部を補助します。

■成年後見制度利用支援事業の見込み量

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1	1

【サービス見込み量確保のための方策】

制度の利用を希望する人が円滑に利用できるよう、制度の周知を図るとともに、近隣市町村と連携して利用体制の整備を図ります。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

【今後の方策】

法人後見活動を実施できる団体等を把握し、研修や組織体制の構築、専門職による支援体制が可能となるよう、近隣市町村と検討します。

（６）意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣により意思疎通の円滑化を図ります。

■意思疎通支援事業の見込み量

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	人	10	10	10	10

【サービス見込み量確保のための方策】

手話通訳者や要約筆記者を必要とする人が事業を適切に利用できるよう、人材の確保に努めるとともに、相談窓口や広報誌等で事業を周知します。

(7) 日常生活用具給付等事業

■日常生活用具給付等事業の見込み量

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件	2	2	2	2
自立生活支援用具	件	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2	2
排泄管理支援用具	件	120	120	120	120
住宅改修費	件	0	0	0	0

【サービス見込み量確保のための方策】

障害者総合支援法の成立により難病患者等が日常生活用具給付等事業の支給対象となっているため、対象者を適切に把握し、障がいの特性に応じた利用を促進します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行う手話奉仕員を養成するための研修を行います。

【今後の方策】

近隣市町村と連携し、研修実施が可能な事業所及び団体に事業の委託を検討します。

(9) 移動支援事業

■移動支援事業の見込み量

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	人/月	1	1	1	1
	時間/月	2	2	2	2

【サービス見込み量確保のための方策】

障がいのある人の社会参加につながるよう、事業の周知を図り、利用を促進します。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会の提供等を行う基礎的事業及び専門職員の配置や医療・福祉分野との連携、地域ボランティアの育成等を行う機能強化事業によって、地域活動支援センターの充実・強化を図ります。

■地域活動支援センター機能強化事業の見込み量

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター	か所	3	3	3	3
	人/月	30	30	30	30

【サービス見込み量確保のための方策】

「ひびき」「すいせい」「かざぐるま」の各事業所に地域活動支援センター事業の委託を継続し、事業内容を実施します。

(11) 訪問入浴サービス事業

■訪問入浴サービス事業の見込み量

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	人/月	1	1	1	1
	日/月	7	7	7	7

【サービス見込み量確保のための方策】

身体障がいのある人が身体の清潔を保持することで心身の健康を維持できるよう、事業を周知し、利用を促進します。

(12) 日中一時支援事業

■日中一時支援事業の見込み量

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	人/月	10	10	10	10
	日/月	8	8	8	8

【サービス見込み量確保のための方策】

特別支援学校の生徒等、利用者の様々なニーズに合わせた日中一時支援の実施ができるよう、事業者との連携を進めていきます。

第5章 計画の推進体制

1 関係機関との連携

本計画の着実な推進にあたり、庁内の関係部署と連携を図るとともに、地域自立支援協議会等において各サービス提供事業所や団体との情報交換、協議を行うことで、適切なサービス提供体制を整備します。

また、町内のみでは提供できないサービスについては、近隣市町村と連携し、広域で障がいのある人を支援します。

2 目標値の確認と進捗管理

障害者総合支援法では、計画推進にあたってP D C Aサイクルのプロセスを明示し、定期的に計画の調査や評価を行うこととされています。

地域自立支援協議会等で成果目標等の進捗状況を確認し、目標数値の達成度への評価や達成していない場合の背景等の検証を行ったうえで、必要な対策や改善を実行します。

資料編

1 策定委員名簿

【第4期川辺町障がい福祉計画策定委員会委員名簿（敬称略順不同）】

所属 ・ 役職名	氏名
川辺町社会福祉協議会会長 歯科医師	加藤 賢
川辺町議会議長	桜井 真茂
川辺町民生児童委員協議会会長	羽田 堅治
地域生活支援センターひびき 所長	臼井 潤一郎
身体障害者福祉協会 川辺分会長	石井 郁夫
身体障害者相談員	長谷川 勝幸
知的障害者相談員	可児 要
NPO法人秋桜の詩 つくしんぼ施設長	蔵澄 孝治

【事務局】

所属 ・ 役職名	氏名
住民課長	山崎 国雄
住民課 対策監	馬場 啓司
住民課 課長補佐	長瀬 美紀江
住民課 主査	天池 崇

2 用語解説

【NPO】

民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体のこと。

【更生施設】

身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させ、生活扶助を行うことを目的とする施設。

【基幹相談支援センター】

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人の相談支援に関する業務を総合的に行うセンター。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談、情報提供、助言や、地域の相談支援事業者間の連絡調整等を行う。

【権利擁護】

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人のニーズ表明を支援し代弁すること。

【自閉症】

先天性の脳の機能障がいにより、人との接触、物の認知等に問題が起こり、言葉の遅れと歪み、社会性や対人関係の障がい、常同行動（特定の行為、行動を繰り返すこと）、変化に対する嫌悪等を引き起こす障がい。

【社会的障壁】

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

【手話通訳者】

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現及び基本技術を修得し、県の実施する登録試験に合格した手話通訳を行う者。

【重症心身障がい】

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。

【障害支援区分】

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの必要度を表す6段階の区分であり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つ。障害者自立支援法に基づく障害程度区分より障がいの特性に配慮した区分の判定が実施されるように認定調査方法等が見直された。

【障害児相談支援】

障がいのある子どもが利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画（障害児支援利用計画）の作成を行うこと。作成は都道府県知事が指定した指定障害児通所支援事業者が行う。

【障害者権利条約】

平成18（2006）年12月13日に国連総会で採択された条約。障がいのある人は雇用、教育、保健・医療、法的権利行使等のあらゆる面で差別を受けていることから、国連加盟国に対し、市民的・政治的権利、教育を受ける権利、保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど障がいのある人の保護への取り組みを求めている。

【障害程度区分】

障害者自立支援法に基づくサービスの必要度を表す6段階の区分。障がいのある人等に対する障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の心身の状態を総合的に示すもの。

【市民後見人】

弁護士や司法書士等の資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた良質の第三者後見人等の候補者。

市民後見人については、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効とされる。

市民後見人に委嘱する事案としては、難易度の低い事案、たとえば具体的には「日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案」が一般的に想定されている。

【自立支援医療】

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。自立支援医療には次のものがある。

精神通院医療：精神障がいのある人の通院医療費の支給。

更生医療：身体障がいのある人の治療にかかる医療費の支給。

育成医療：障がいのある子どもの治療にかかる医療費の支給。

【自立支援協議会】

相談支援をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、地域の障がい福祉の関係者間の連携や支援体制等についての協議を行い、中核的な役割を果たす会議。

【身体障害者相談員】

身体に障がいのある人の相談に応じ、身体に障がいのある人の更生のために必要な援助を行う人で、市町村が委嘱する。

【身体障害者手帳】

「身体障害者福祉法」に基づき、身体障がいのある人に交付される手帳。

【精神障害者保健福祉手帳】

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障がいのある人に交付される手帳。

【成年後見制度】

契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。

【地域移行支援】

障害者支援施設等の施設に入所している障がいのある人、又は精神科病院に入院している精神障がいのある人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービス。

【地域定着支援】

居宅において单身等の状況で生活する障がいのある人について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において、緊急訪問や相談その他の便宜を供与するサービス。

【地域生活支援拠点】

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点。

【知的障害者相談員】

知的障がいのある人又はその保護者等の相談に応じ、知的障がいのある人の更生のために必要な援助を行う人

【特定相談支援（事業所）】

計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）及び通常の相談支援を行うこと。事業所は市町村長が指定する。

【特別支援学校】

障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。

【発達障がい】

発達障がいには次のような症状がある。

- ・アスペルガー症候群：知的障がいを伴わない自閉症のことで、対人関係やコミュニケーションの障がい、こだわり行動等に特徴がある障がい。
- ・広汎性発達障がい（PDD）：自閉性障がいに対する総称的な呼称。診断基準をすべて十分満たすものから、その症状が非定型であったり、程度が弱いものまでを広く包含した概念。
- ・注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）：勉強や仕事等に細かい注意を払うことができずに誤りを起こすことが多かったり、よく物をなくしたり、話しかけられても聞いていないことが多かったり、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴をもった障がい。
- ・学習障がい（LD）：全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く・話す・読む・書く・計算する・推理や推論する等の特定の能力の習得と活用に著しい困難を示す障がい。

【保育所等訪問支援】

保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある子どもについて、当該施設を訪問し、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与すること。

【放課後等デイサービス】

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がいのある子どもについて、放課後や長期休暇中の居場所づくりや機能訓練の場を提供するサービス。

【要約筆記】

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝えること。

【療育】

障がいのある子どもが、機能を高め、社会的に自立した生活を送れるようにするための医療と保育。

【療育手帳】

知的障がいのある人に交付される手帳。

第4期川辺町障がい福祉計画

発行：川辺町

編集：川辺町 住民課

住所：〒509-0393

岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518-4

TEL:0574-53-2511

FAX:0574-53-2374

発行年月：平成27年3月
